

放課後子どもひろば事業実施要綱

平成 19 年 4 月 1 日付 19 新福子子支第 62 号福祉部長決定

平成 20 年 4 月 1 日付 20 新子サ事第 5 号改正

平成 21 年 4 月 1 日付 21 新子サ事第 2 号改正

平成 22 年 3 月 15 日付 21 新子サ事第 2270 号改正

平成 23 年 4 月 1 日付 23 新子総児第 56 号改正

平成 23 年 7 月 1 日付 23 新子総児第 467 号改正

平成 23 年 12 月 26 日付 23 新子総児第 1246 号改正

平成 25 年 6 月 7 日付 25 新子総児第 433 号改正

平成 25 年 12 月 11 日付 25 新子総児第 1389 号改正

平成 26 年 1 月 27 日付 25 新子総児第 1545 号改正

平成 26 年 11 月 10 日付 26 新子総運第 1076 号改正

平成 27 年 7 月 3 日付 27 新子総運第 541 号改正

平成 28 年 4 月 1 日付 28 新子総運第 66 号改正

平成 28 年 7 月 7 日付 28 新子総運第 475 号改正

平成 28 年 11 月 17 日付 28 新子総運第 986 号改正

平成 28 年 12 月 1 日付 28 新子総運第 1139 号改正

平成 29 年 4 月 1 日付 29 新子総運第 77 号改正

平成 29 年 10 月 30 日付 29 新子総運第 806 号改正

平成 30 年 2 月 7 日付 29 新子総運第 1251 号改正

平成 30 年 11 月 14 日付 30 新子総運第 915 号改正

平成 31 年 3 月 28 日付 30 新子総運第 8391 号改正

令和元年 10 月 25 日付 31 新子支運第 5974 号改正

令和 2 年 10 月 30 日付 2 新子支運第 1169 号改正

令和 3 年 10 月 21 日付 3 新子支運第 977 号改正

令和 5 年 4 月 1 日付 5 新子支運第 40 号改正

令和 7 年 4 月 1 日付 6 新子支運第 1778 号改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、区立小学校（以下「小学校」という。）及び区立特別支援学校（以下これらを「小学校等」という。）を活用して、放課後等に子どもたちに遊びと学びの場として「放課後子どもひろば」（以下「ひろば」という。）を設置し、もって児童及び生徒の健全育成に資することを目的とする。

(名称及び実施場所)

第 2 条 放課後子どもひろば事業（以下「事業」という。）を実施する場所及びひろばの名称は、別表第 1 のとおりとする。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は新宿区（以下「区」という。）とし、その一部を公益財団法人新宿未来創造財団等に委託して実施する。

(事業内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童及び生徒の自主的な遊びの支援に関すること。
- (2) 児童及び生徒の自主的な学びの支援に関すること。
- (3) 小学校等施設を活用した地域行事等への協力に関すること。
- (4) 児童及び生徒の健全な育成及び軽易な相談に関すること。
- (5) その他区長及び新宿区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業（放課後子どもひろば事業延長利用）

第4条の2 第7条第2項の規定に基づき承認を受けた者を対象に、別表第2区分4に規定するひろばで実施する事業を、学童クラブ機能付き放課後子どもひろば事業という。

2 学童クラブ機能付き放課後子どもひろば事業の内容は、前条に規定する事業に加え、次に掲げるとおりとする。

- (1) 出欠、登退室時間、お迎えの有無等の管理
- (2) 必要に応じたおやつ準備及びおやつ指導
- (3) 連絡帳の確認と家庭への連絡事項の記述
- (4) 希望者への個人面談の実施

3 第7条第2項の規定に基づき承認を受けた者を対象に、別表第2区分5に規定するひろばで実施する事業を、時間延長放課後子どもひろば事業という。

4 時間延長放課後子どもひろば事業の内容は、前条に規定する事業に加え、次に掲げるとおりとする。

- (1) 出欠、登退室時間、お迎えの有無等の管理
- (2) 必要に応じたおやつ準備及びおやつ指導

5 第1項に規定する学童クラブ機能付き放課後子どもひろば事業及び第3項に規定する時間延長放課後子どもひろば事業を、放課後子どもひろば事業延長利用（以下「延長利用」という。）という。

（実施日、時間等）

第5条 事業の実施日（区立特別支援学校に係るものを除く。）、実施するひろば及び実施時間（区立特別支援学校に係るものを除く。）は、別表第2のとおりとする。ただし、同表区分4及び区分5に規定する実施時間を延長し、これを利用できる者は、次条第4号に規定する者のうち、区長の承認を受けたものに限る。

2 区立特別支援学校で実施する事業の実施日及び実施時間は、委員会が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、第15条の放課後子どもひろば連絡会の協議により、事業を実施する各小学校等の地域状況等及び季節の日没時間等に合わせて、児童及び生徒が安全に帰宅できる終了時間を設定することができるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、区長は、小学校長又は特別支援学校長が教育活動に支障があると判断したとき及び委員会が他の事業で使用するときは、小学校等及び委員会と協議の上、実施時間を変更することができるものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる事由により子どもの安全管理上事業の開催が困難であると認めるとき、小学校等及び委員会と協議をして、事業を中止できるものとする。ただし、中止決定時、既に事業を開催していたときは、参加児童等の安全確保のための対策を講じるものとする。

- (1) 感染症流行により小学校等閉鎖が決定されたとき
- (2) 近隣での犯罪等非常事態による集団下校の決定がされたとき

- (3) 東海地震警戒宣言が発出されたとき
- (4) 震度 5 弱以上の地震が発生したとき
- (5) 台風接近等による警報が発令されたときもしくは発令される可能性が高いとき
- (6) その他区、小学校等及び委員会と協議をし、必要と認められるとき（小学校等全施設を使用した行事等が予定されているとき等）

（対象児童）

第 6 条 事業に参加できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、学童クラブ機能付き放課後子どもひろば事業は、学童クラブ定期利用（新宿区学童クラブ条例第 3 条の 2 第 1 号に定める定期利用をいう。）の登録者及び学校休業期間利用（新宿区学童クラブ条例第 3 条の 2 第 2 号に定める学校休業期間利用をいう。）の登録者を除く。

- (1) 当該小学校に在籍する児童
- (2) 区の区域内（以下「区内」という。）の近隣区立小学校に在籍する児童
- (3) 区内に在住し、区立小学校以外の小学校教育課程と同等の学校等に就学する児童
- (4) 新宿区学童クラブ条例（平成 12 年新宿区条例第 31 号）第 6 条に規定する児童
- (5) 区立特別支援学校に在籍する児童及び生徒
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める児童及び生徒
- (7) 次条の規定により参加を承認された児童及び生徒の保護者

（参加承認の手続き）

第 7 条 事業に参加しようとする者（以下「申込者」という。）は、放課後子どもひろば参加申込書（第 1 号様式）を参加を希望するひろばに提出し、事前に区長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申し込みに加え、前条第 4 号に掲げる者のうち延長利用を希望する者は、放課後子どもひろば参加申込書のほかに放課後子どもひろば事業延長利用申請書（第 2 号様式）を区に提出し、事前に区長の承認を受けなければならない。ただし、新宿区学童クラブ条例施行規則（平成 12 年新宿区規則第 105 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項又は第 3 項に基づき学童クラブの利用申請をしたにもかかわらず、同規則第 7 条第 2 項又は第 7 項に基づき待機となった者については、当該申請時に提出した学童クラブ利用申請書（規則第 1 号様式）又は学童クラブ学校休業利用申請書（規則第 2 号の 2）の写しをもって代えることができる。

（参加の不承認）

第 8 条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、参加を承認しないことができる。

- (1) 申込者が秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) ひろばの管理上支障があるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が不適当と認めるとき。

（参加承認の取消し等）

第 9 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、その参加を中止し、又は停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 第 7 条の承認を受けた者（以下「参加者」という。）が事業の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 参加者が、この要綱又はこの要綱に基づく事項に違反し、又は区長の指示に従わな

いとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(延長利用の申請及び利用の辞退)

第10条 延長利用の申請を辞退し、又は利用を辞退する児童の保護者は、放課後子どもひろば事業延長利用辞退届(第3号様式)により区長に届け出るものとする。

2 前項の規定による利用の辞退の届出が延長利用の承認の前になされたとき、第7条第2項の規定による申請はなかったものとみなす。

3 第1項の規定による利用辞退の届出があったとき、区長は、延長利用の承認を取り消すものとする。

(保護者の届出事項)

第11条 延長利用登録児童の保護者は、第7条第2項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、放課後子どもひろば事業延長利用申請事項変更届(第4号様式)により区長に届け出なければならない。

(参加料等)

第12条 事業への参加料は、無料とする。ただし、事業への参加に伴う材料費等の実費相当額及びその他の個人的な消費に係る費用は、保護者の負担とする。

2 第7条第2項の規定に基づき延長利用の承認を受けた者がおやつを提供を希望するときは、月額2,000円を保護者の実費負担とする。

3 前項に規定するおやつ代は、次の各号に掲げる世帯のときは、その金額を免除する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)であるとき。

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯であるとき。

(3) 当該年度分市町村民税の非課税世帯であるとき又は地方税法(昭和25年法律第226号)第323条の規定により当該年度分の市町村民税を免除された世帯であるとき。

4 前項の規定により第2項に規定するおやつ代の免除を受けようとする保護者は、放課後子どもひろば事業おやつ代免除申請書(第5号様式)を、区長に提出しなければならない。

5 区長は、前項の規定により第2項に規定するおやつ代の免除申請があったときは、免除の承認又は不承認を決定し、承認したときは放課後子どもひろば事業おやつ代免除承認通知書(第6号様式)を、不承認としたときは放課後子どもひろば事業おやつ代免除不承認通知書(第7号様式)を、当該申請者に通知しなければならない。

(職員の配置及び職務等)

第13条 ひろばには、次の第1号及び第2号に定める職員を配置し、当該各号に定める職務を遂行させるものとする。さらに、学童クラブ機能付き放課後子どもひろばには、第7条第2項の規定に基づき延長利用の承認を受けた児童への支援を行うため、第3号に定める専任職員(以下「専任職員」という。)を配置する。専任職員には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第3項に規定する資格を有する者を配置するものとし、その他の職員には、当該資格を有する者の配置が望ましいものとする。

(1) 管理責任者 常勤1名

- ア 「ひろば」の安全管理及び職員の総括
- イ 「ひろば」での遊び・学び支援
- ウ 事業実施に関係する小学校、地域の子どもに関する活動団体、児童館、学童クラブ及び特別出張所等の地域の行政機関との調整
- エ その他「ひろば」に係る事務等
- オ 第6条(2)に該当する児童への適切な対応等

(2) 支援者 原則として4名以上 うち1名学び支援者

- ア 「ひろば」での遊びの支援及び軽易な子どもの相談
- イ 「ひろば」での学び支援

(3) 専任職員（常勤）及び専任職員補助

- ア 延長利用登録児童の遊び・学び・生活の指導
- イ 延長利用に関する事務

配置数について

児童数	30名以内	専任職員1名	専任職員補助1名以上
	31名から 60名以内	専任職員1名	専任職員補助2名以上
	61名から 90名以内	専任職員1名	専任職員補助3名以上
	91名から 120名以内	専任職員2名	専任職員補助2名以上
	121名から 150名以内	専任職員2名	専任職員補助3名以上
	151名から 180名以内	専任職員2名	専任職員補助4名以上
	180名以上	専任職員3名	専任職員補助3名以上

2 前項の規定にかかわらず、区立特別支援学校で実施するひろばにおいては、児童及び生徒の保健管理全般及び医療的ケアを安全かつ適切に行うため、看護師資格を有する者を含む2名以上の支援者を配置するものとする。

3 第1項の規定に係らず、新宿区立学校の管理運営に関する規則(昭和53年新宿区教育委員会規則第6号)第3条の2第1項第1号に定める夏期休業日及び冬期休業日のうち、区長が認める日において、安全管理に支障のない範囲で同項(2)アの職務を遂行する職員を原則として2名以上とすることができる。

(運営委員会)

第14条 区長は、効果的な事業運営を検討するため、放課後子どもひろば運営委員会を設置する。

2 放課後子どもひろば運営委員会は、別表第3に掲げる者をもって組織する。

3 放課後子どもひろば運営委員会は、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等地域協力者の人材確保の方策、学校施設の使用計画・活用方策、事業実施後の検証・評価等を検討する。

(連絡会)

第15条 区長は、各事業実施校に放課後子どもひろば連絡会を設置する。

2 放課後子どもひろば連絡会は、各校の管理責任者、小学校等代表、PTA代表、近隣児童館代表、近隣学童クラブ代表及び地域関係者をもって組織する。

3 放課後子どもひろば連絡会は、各校の事業内容、参加方法等を検討するほか、小学校等及び地域との連絡調整を行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、細目的な事項（区立特別支援学校で実施するひろばに係るものを除く。以下この項において同じ。）は、子育て支援課長が別に定める。ただし、細目的な事項のうちひろばの参加方法等については、各校の連絡会が定め区長に報告する。

2 区立特別支援学校で実施するひろばに係る細目的事項は、教育委員会事務局教育支援課長が別に定める。

第17条 この要綱の実施に当たっては、子ども家庭部及び委員会が連携を図り実施するものとする。このときにおいて、事業の運営を子ども家庭部が、小学校等施設の活用を委員会が主に受け持つこととする。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。ただし、この要綱に定める事業を実施するための第8条に定める職員の配置並びに準備事務及び行為は、平成19年4月1日から行えるものとする。

また、当要綱施行に伴い、学校内学童クラブ校庭等活用事業実施要綱(平成19年2月16日 18新福子子支第2109号改定)は平成19年5月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行し、改正後の放課後子どもひろば事業実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、延長利用の申請及び承認並びにその他必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 17 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、延長利用の申請及び承認並びにその他必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、延長利用の申請及び承認並びにその他必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、延長利用の申請及び承認並びにその他必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、延長利用の申請及び承認並びにその他必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、延長利用の申請及び承認並びにその他必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

実施場所	ひろばの名称
新宿区立鶴巻小学校	鶴巻子どもひろば
新宿区立富久小学校・富久幼稚園	富久子どもひろば
新宿区立戸山小学校	戸山子どもひろば
新宿区立戸塚第二小学校	戸塚第二子どもひろば
新宿区立落合第四小学校	落合第四子どもひろば
新宿区立柏木小学校	柏木子どもひろば
新宿区立津久戸小学校	津久戸子どもひろば
新宿区立市谷小学校	市谷子どもひろば
新宿区立四谷小学校	四谷子どもひろば
新宿区立大久保小学校	大久保子どもひろば
新宿区立戸塚第一小学校	戸塚第一子どもひろば
新宿区立落合第六小学校・落合第六幼稚園	落合第六子どもひろば
新宿区立江戸川小学校	江戸川子どもひろば
新宿区立愛日小学校	愛日子どもひろば
新宿区立牛込仲之小学校	牛込仲之子どもひろば
新宿区立四谷第六小学校	四谷第六子どもひろば
新宿区立天神小学校	天神子どもひろば
新宿区立落合第二小学校・落合第二幼稚園	落合第二子どもひろば
新宿区立早稲田小学校	早稲田子どもひろば
新宿区立余丁町小学校	余丁町子どもひろば
新宿区立戸塚第三小学校・戸塚第三幼稚園	戸塚第三子どもひろば
新宿区立落合第三小学校	落合第三子どもひろば
新宿区立落合第五小学校	落合第五子どもひろば
新宿区立淀橋第四小学校	淀橋第四子どもひろば
新宿区立東戸山小学校	東戸山子どもひろば
新宿区立花園小学校	花園子どもひろば
新宿区立落合第一小学校	落合第一子どもひろば
新宿区立西新宿小学校	西新宿子どもひろば
新宿区立西戸山小学校	西戸山子どもひろば
新宿区立新宿養護学校	新宿養護子どもひろば

別表第 2（第 4 条の 2・第 5 条関係）

区分	実施日	実施するひろば	実施時間
1	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで及び区分 2 の日を除く。）	すべてのひろば	授業終了時から最長午後 6 時まで
2	新宿区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53 年新宿区教育委員会規則第 6 号）第 3 条の 2 第 1 項に定める休業日及び同条第 2 項に定める振替休業日に当たる月曜日から金曜日まで（休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）	すべてのひろば	原則午前 10 時から最長午後 6 時まで
3	土曜日、日曜日及び休日（12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）	富久子どもひろば	原則午前 10 時から最長午後 6 時まで
4	上記区分 1 に定める日 上記区分 2 に定める日	江戸川子どもひろば、市谷子どもひろば、愛日子どもひろば、早稲田子どもひろば、鶴巻子どもひろば、余丁町子どもひろば、四谷子どもひろば、花園子どもひろば、戸塚第一子どもひろば、落合第一子どもひろば、落合第二子どもひろば、落合第四子どもひろば、落合第六子どもひろば、柏木子どもひろば、西新宿子どもひろば、西戸山子どもひろば、津久戸子どもひろば、四谷第六子どもひろば、落合第三子どもひろば、淀橋第四子どもひろば、戸塚第二子どもひろば、落合第五子どもひろば、東戸山子どもひろば、牛込仲之子どもひろば、富久子どもひろ	実施時間後午後 7 時まで 午前 8 時から午前 10 時まで及び実施時間後午後 7 時まで

		ば、天神小子どもひろば、戸山小子どもひろば、戸塚第三小子どもひろば	
5	上記区分 1 及び区分 2 に定める日	対象校なし	実施時間後午後 7 時まで

別表第 3（第 1 4 条関係）

ひろばを実施する小学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。)の校長の代表
ひろばを実施する小学校の通学区域を所管する児童館長の代表
小学校等 P T A 代表
放課後子どもひろば管理責任者代表
放課後子どもひろば保護者代表
主任児童委員代表
子ども家庭部子ども家庭課長
子ども家庭部子ども総合センター子育て支援課長
教育委員会事務局教育調整課長
教育委員会事務局教育支援課長
新宿未来創造財団子ども支援担当